

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることであると考えます。今後とも、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2】

現状の株主構成や海外投資家比率を勘案すると、株主の議決権行使が問題なく行える環境にあると認識しているため、現時点において議決権の電子行使を可能とする環境の導入や招集通知の英訳等を行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の比率の動向等を勘案の上、導入の検討を進める所存です。

【補充原則3-2】

会計監査人を評価するための基準については、現在作成しております。

【補充原則4-1】

当社は技術の進歩や環境の変化が著しい業界に属しており、中長期的な業績の予測を開示することが必ずしもステークホルダーの意思決定に資するものではないものと考えているため、中期経営計画の公表を行っておりません。

【補充原則4-1】

当社の経営陣の年齢を鑑み、後継者への引継等については直近では想定されていないため、後継者計画の策定・運用については具体的に定めておりません。今後、後継者育成を図るとともに、後継者計画の必要性について検討を進める所存です。

【補充原則4-2】

取締役の報酬は、株主総会において決定された総額の範囲内の金額で、個々の取締役の報酬を取締役会において決定しております。今後、中長期的な業績へのインセンティブになるとともに、より客観的・透明性ある手続きに従った制度となるよう整備を進める所存です。

【補充原則4-3】

当社は、CEO解任の明確な基準を定めておりませんが、職務執行に不正又は重大な法令・定款違反、その他著しく不適任と取締役会が判断した場合には、解任手続を実施します。

【補充原則4-9】

当社は、独立性判断基準を定めておりませんが、東京証券取引所の定める独立性基準に則って社外役員の独立性を判定しております。今後、独立性判断基準の必要性について検討を進める所存です。

【補充原則4-10】

当社は、独立社外取締役2名を選任しており、取締役会の過半数に達していませんが、取締役会で活発な議論が行われており、公正かつ透明性の高い体制が整備されています。現段階では独立した諮問委員会の設置の必要性は乏しいと考えておりますが、取締役会における独立性の高い機能の実現のため、検討を進める所存です。

【補充原則4-11】

当社は、役員による議論と審議を経て経営の重要な意思決定を行っており、取締役会の機能向上に努めており、実効性が十分に確保されていると考えております。取締役会全体の実効性の分析・評価結果の開示について、必要に応じて検討を進める所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、政策保有株式について、当社の企業価値の向上に資すると判断した場合を除き、保有しない方針であります。なお、現時点において政策保有株式を保有しておりません。

【原則1-7】

当社は、関連当事者取引については、その取引の必要性・合理性・妥当性を検討のうえ、会社法及び社内規程に基づいた適切な手続により取締役会の承認を得ることとしております。また関連当事者取引の状況を把握するために、定期的に状況調査を行い、関連当事者について管理する体制を構築しております。

【原則2-6】

当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3-1】

- () 当社は、経営理念・経営方針・経営計画を決算説明資料等において開示しております。
- () コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえ、コーポレートガバナンス報告書において、コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を開示しております。
- () 役員報酬については、株主総会で取締役及び監査役それぞれの報酬限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により、各監査役の報酬については、監査役会の決議により決定しております。
- () 当社の経営理念とマッチし、経験・知見・専門性等から総合的に判断して当社の企業価値向上に資すると考えられる人材を、役員として指名する方針であります。取締役会は、株主総会の選解任に関する議案として提出しております。
- () 取締役及び監査役の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1】

取締役会は、法令、定款が定める事項、その他経営に関する重要事項を決定しております。それ以外の業務執行の決定については、職務権限規程等の社内規則に基づき、適切な意思決定者が決裁を行っております。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づく社外取締役の選定を行っております。企業経営に関する豊富な経験・知見・専門性等を総合的に勘案し、企業価値向上に資する人物を選定しております。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、知識・経験・能力において偏ることなく、各自が期待される役割を發揮できる構成とすることを方針としております。また5名(うち独立社外取締役2名)という規模も、組織の規模に照らし合わせて適切なものと考えております。

【補充原則4-11】

取締役の重要な兼任の状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書等を通じて開示しております。

【補充原則4-11】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【補充原則4-14】

取締役及び監査役は、求められる職務と役割を果たすために必要な知識の習得と能力の研鑽に努めることを原則としており、必要に応じてセミナーや社外研修等の機会を提供してまいります。

【原則5-1】

- 当社は株主からの対話に対して、積極的に対応する方針としております。
- () 株主との対話については、経営陣が中心となり、決算説明会・個別面談等に積極的に取り組んでおります。
- () IRはCFOが中心となって取り組んでおり、各担当で有機的な連携をしております。
- () 当社は決算説明会を定期的開催しており、決算説明会資料を当社ホームページに掲載しております。
- () 株主との対話において把握された意見・懸念等については、経営陣にフィードバックを行い、適切な情報発信に役立てております。
- () 決算情報に関するコメントを行わないサイレント期間を設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松原 裕樹	4,435,700	31.78
山田 剛史	4,435,700	31.78
株式会社メディアシーク	1,156,900	8.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	626,800	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	463,000	3.32
前田 有幾	360,000	2.58
野村信託銀行株式会社(投信口)	236,600	1.70
株式会社セレス	126,000	0.90
オーエム44ステートストリート808359クライアントオムニ	117,000	0.84
ビ・エヌワイエム ビ・エヌワイエムエルビ・ジ・ピ・ピ・クライアントマネ・アンド アセツ ツ エ - シ -	103,400	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は2020年7月31日の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西尾 直紀	他の会社の出身者													
貞廣 一省	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西尾 直紀		同氏は、株式会社メディアシークの業務執行者であり、株式会社メディアシークは当社の取引先の1社ですが、取引金額が少額のため、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではございません。また、株式会社メディアシークは当社の株主ですが主要株主ではございません。	同氏は、当社の株主である株式会社メディアシークの設立時からの代表取締役社長であり、企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しております。

貞廣 一省	-	同氏は、飲食事業、美容事業及びブライダル事業の経営者を務めるなど、豊富な経験、知識を有しております。この豊富な経験及び知識を活かして、当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化への貢献が期待できるものと判断したためです。 また、同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しております。
-------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査担当者は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報共有を図っております。監査役、会計監査人、内部監査担当者間の情報交換・意見交換については、会計監査人が監査を実施する都度開催される監査講評に監査役及び内部監査担当者が同席することによって情報共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池田 裕	他の会社の出身者													
塚田 英樹	公認会計士													
高木 伸學	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 裕	-	-	同氏は、IT系企業における取締役社長としての経験及びIT系上場企業における監査役としての経験を有しており、企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験を有していることから、当社の監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しております。
塚田 英樹	-	-	同氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。
高木 伸學	-	-	同氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、また上場企業における監査役としての経験を有していることから、当社の監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員要件を充当する社外役員につきまして、全て独立役員に指名しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としています。
監査役に対して、株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について更なる意識喚起を行う目的で付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、各取締役の貢献等を勘案し、報酬額を決定することとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が行っております。また、非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

(2)監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3)会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

(4)内部監査

当社の内部監査につきましては、内部監査担当者2名が担当しており、内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、経営方針、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、もって経営の合理化と効率向上に資することを基本方針として実施しております。なお、内部監査担当者は監査役、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上を目指しております。

(5)リスク管理委員会

当社は、持続的な成長を確保するためリスク管理規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。リスク管理委員会において、リスクの評価、対策等、広域なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。さらに、地震、火災等の災害に対処するため、必要に応じて緊急時対策組織を招集し、不測の事態に備えております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業内容から、監査役会設置会社が最適であると判断しており、社外取締役2名(すべて独立役員)、社外監査役3名(すべて独立役員)を選任することで、取締役会に対する牽制及び監視機能の向上を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組みます。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、7月決算であり、定時株主総会は集中日と異なる日となっております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の実施を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期的に開催することを予定しておりませんが、今後海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討していく方針であります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに投資家向け情報ページを設け、決算情報や適時開示情報の掲載をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、内部統制システムの基本方針及び内部者取引防止規程、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアルを定めるとともに、当社社員に周知徹底することにより、全てのステークホルダーから信頼を得るように努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーに対して、適時・適切に会社情報を開示することは上場企業としての責務であると考えております。常にステークホルダーの視点に立ち、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための体制として、「内部統制システムの基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。「内部統制システムの基本方針」の具体的な内容は以下のとおりであります。

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、代表取締役社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督する。

また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

(2)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議及び管理統括をする。

リスク管理規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための経営理念等を定め、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底させる。

内部監査担当者は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に代表取締役社長に報告される。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段としてホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度運用規程を制定する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として、部員から所属長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、所属長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに代表取締役社長又は取締役に報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図る。また、リスク管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を管理部が担当し、情報セキュリティ基本方針を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図る。

(4)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会を毎月1回開催し、取締役会の議事録を作成し、文書管理規程に基づき、適切に保管・管理する。各部署の業務遂行に伴い、職務権限表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理する。また、情報セキュリティ基本方針に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止する。

(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(6)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。

取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告する。

(8)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

(9)反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針及び反社会的勢力対応規程を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は法令や規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方とする。この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除する。

(10)その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針において、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとしています。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、反社会的勢力対応規程を定めております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 新規取引先・株主・役職員について

日経テレコンによる記事検索及びインターネットによる風評確認を実施しております。新規取引先については、当該調査の他、重要性に応じて民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査しております。

取引の開始時には各種契約書等に、反社会的勢力との関係がないことの保証や関係を持った場合の暴力団排除条項を明記することとしています。

ロ. 既存取引先等について

原則年1回、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。なお、既存の主要取引先との各種契約書に上記の暴力団排除条項がなかった場合には、別途覚書等を締結することとしております。

ハ. 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

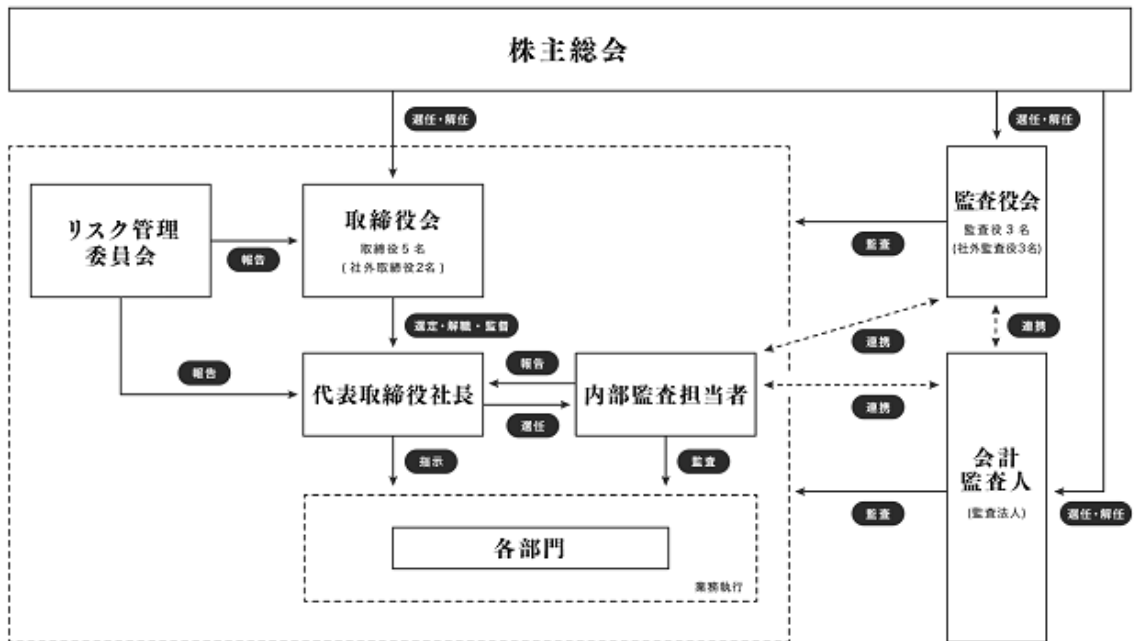
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

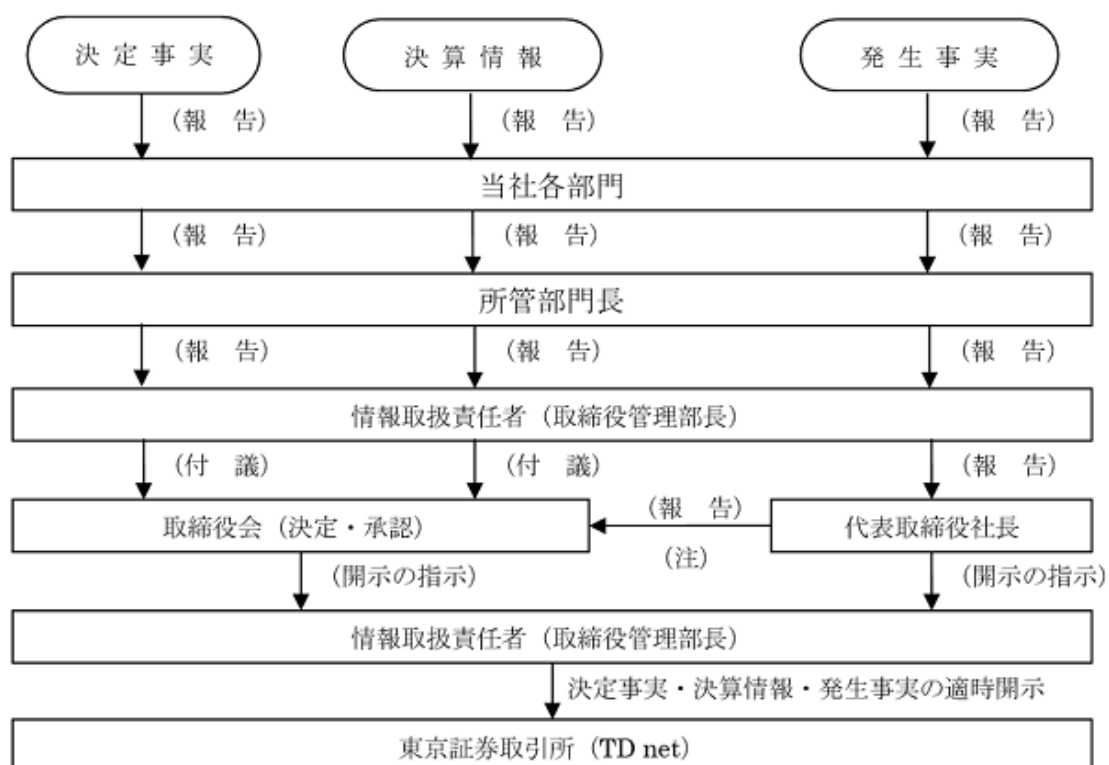
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

(注) 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて、取締役会に報告されます。